

ウイルス性肝炎の正しい理解と適切な対応を

～職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項～

ウイルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられません。また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はありません。

一方で、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場において肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図る観点から、事業者は以下に示す事項に留意する必要があります。

● 採用選考に当たって

- 事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、応募者の適性・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行ってはいけません。
- 真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性について、あらかじめ十分な説明を行ったうえで実施することが必要です。

● 肝炎ウイルスに感染していることそれ自体は就業禁止や解雇の理由にはなりません

● 就業上の配慮

- ウイルス性肝炎は、多くの場合肝炎ウイルスが体内に持続的に存在していながら、数十年間、特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続きます。そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要なく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はありません。
- 肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要です。

● 肝炎ウイルス検査受診への配慮

- ウイルス性肝炎は、早期に適切な治療を行うことで完治や発症等を遅らせることが可能です。労働者が希望する場合、
 - ・ 職場で実施される様々な健康診断の際に行う肝炎ウイルス検査
 - ・ 自治体等が実施している肝炎ウイルス検査を受診できるよう配慮することが望まれます。
- 事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、
 - ・ 実施に当たっては、労働者の個別の同意を取ること
 - ・ 検査結果については、検査を実施した医療機関から直接本人に通知すること
 - ・ 本人の同意なく本人以外の者が不用意に受診の有無や結果などを知ることがないように十分配慮することが必要です。